



詳細は「横浜みどりアップ計画」[2024-2028] ホームページ「樹林地管理団体活動助成事業」でご覧いただけます。
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/midori_up/1mori/kannridanntaijyosei.html

申請様式（Word版）も掲載しています 

■■■お問合せ先・申請書提出先■■■
 横浜市みどり環境局 環境活動事業課
 住所 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10
 電話 045-671-2650 FAX 045-633-9171



樹林地管理団体 活動助成事業のご案内

※事前申込制
 ※先着順
 ※後払い制

※予算額を超過した場合は、申請期限前に募集を終了することがあります。

R6年度から
 拡充しています！

外部研修の受講（伐木、刈払機等の講習）に掛かる費用が助成金の対象に追加されています！

■■■令和7年度 募集期間■■■
 令和8年1月31日（必着）まで



＜対象団体＞
 森づくり活動団体

横浜は大都市でありながら、緑豊かな環境が残されています。横浜の緑を子どもたちの世代に引き継いでいくため、横浜市では「横浜みどりアップ計画 [2024-2028]」を進めています。横浜みどりアップ計画に基づき森づくり、活動を支援するため、森づくり活動団体への支援の1つとして樹林地管理団体活動助成事業を実施しています。

◆◆◆支援メニューのご紹介◆◆◆

※他の助成金を受けていないことが条件となります。

1 計画的な森づくりを推進する活動

(1) 動植物の積極的な保護・復元

当該の樹林地に元来生息する動植物の生息環境を保護・復元する活動

(2) 生物調査の実施

計画的な樹林地管理に役立てることのできる、樹林地内の動植物の情報を調査・収集する活動



■過去の利用例

森の生物研修（講師代、広報チラシ印刷代など）

2 森づくり活動を担う人材の育成に関する活動

(1) 森づくりに関する技術研修の実施

- ・ 森づくりに関する技術研修
- ・ 救命救急講習など作業中の安全管理に関する研修

R6 から追加

・ **伐木・刈払機等講習の受講に掛かる費用**

(2) 団体活動の地域に向けた広報

森づくり活動の成果を地域に向けて広報するもの



■過去の利用例

- 記念誌や会報の発行（用紙代、印刷代、委託費など）
- 既存広報スペースの拡充（掲示板拡充の委託費など）

3 樹林地の利活用を促進する活動

(1) 自然観察会等の実施

- ・ 動植物の観察を目的としたもの
- ・ ガイド等専門家による説明を聞きながら樹林地内を観察するもの
- ・ 動植物の保全・復元を指導するもの



(2) 講演会等の実施

- ・ 樹林地や動植物の大切さや魅力、団体の活動の成果を伝える講演会の開催
- ・ 樹林地や動植物の大切さや魅力、活動の成果を伝える冊子・パネル等の作成及び展示



(3) 樹林地の利活用体験事業の実施

- ・ 樹林地活動で生じた間伐材等を利用したクラフト体験
- ・ 樹林地の活動で生じた産物を利用した体験樹林地の保全に配慮し、木とのふれあいを通じて、森林環境を考える心を育てる体験

■過去の利用例

- 森づくりの安全管理に関する講演会（講師代など）
- 子ども向けのネイチャーゲーム（用具代など）
- 竹クラフトワークショップ開催（材料費、講師代、会場使用料）

- ①助成率は対象事業費の 10 分の8です。
- ②1 団体 1 年度あたり助成上限金額は 10 万円です。

◆◆◆活動に要する以下の経費を対象とし助成します◆◆◆

区分		内容
需用費	印刷製本費	団体の広報または活動に要するもの。
	消耗品費	活動に必要な消耗品費、但し単価3万円以上の物品の購入は除く
	使用料および賃借料	活動に必要な会議室・土地・車両・機材の借上料
	役務費	自然観察会、園内ガイドツアー等、公開性のある行事の開催に必要な損害保険料、伐木・刈払機等講習の受講費
	通信運搬費	活動のために必要な切手等、但し電話代及び電子メール等の通信料は除く
報償費	外部講師・外部指導者に対する謝金	
委託料	チラシやホームページ作成等、広報に関する活動に必要な最低限の委託料	